

営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金 想定FAQ

1 制度の概要等について

Q1-1 制度概要は。

A1-1

- 現在、制度設計中ではありますが、県独自の緊急事態宣言により、令和3年1月または2月のいずれかの一月の売上高が、対前年比（または対前々年比）で50%以上減少している事業者を想定しています。
 - ① 飲食店への営業時間短縮要請により影響を受けた事業者
 - ② 不要不急の外出・移動の自粛要請により影響を受けた事業者

- 支給額については、一律20万円としています。

- 「茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金」を一度でも受給した事業者は対象外となります。

※制度詳細は現在検討中であり、今後変更する可能性があります。

Q1-2 主な対象業種は。

A1-2

- 現在、制度設計中ではありますが、売上高要件を満たした場合は、以下の事業者を想定しています。
 - ①飲食店への営業時間短縮要請により影響を受けた事業者
例) 食料品や酒等の卸売業者、飲食料品加工業者、おしぼりや箸等の物品卸売業者、
運転代行業 等
 - ②不要不急の外出・移動の自粛要請により影響を受けた事業者
例) イベント業、土産物屋、ホテル・旅館、バス・タクシー業、理・美容業、映画館、
マッサージ店 等

- ただし、対象となり得る業種に該当しても、県の緊急事態宣言に伴う飲食店営業時間短縮または外出自粛の影響を受けて売上が50%以上減少していなければ対象外となり得ます。

Q 1 - 3 対象となる法人の範囲は。

A 1 - 3

- 県内に主たる事業所や本店を有する又は納税地を県内としている中小企業・小規模事業者および個人事業主（社団法人、財団法人、社会福祉法人、特定非営利法人なども含む）。

※大企業、国、法人税法別表第一に規定する公共法人（国立大学法人、独立行政法人等）、政治団体、宗教法人は対象外。

※みなし大企業は対象外とすること。

【参考】

・ 中小企業の定義

中小企業基本法では、第二条で「中小企業者の範囲」を次のように定義している。

| 業種分類 | 中小企業基本法の定義 |
|--------|--|
| 製造業その他 | 資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人 |
| 卸売業 | 資本の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人 |
| 小売業 | 資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人 |
| サービス業 | 資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人 |

・ 小規模企業者の定義

第二条五項で、おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者を、「小規模企業者」と定義している。

| 業種分類 | 中小企業基本法の定義 |
|----------|------------|
| 製造業その他 | 従業員20人以下 |
| 商業・サービス業 | 従業員5人以下 |

商業とは、卸売業、小売業（飲食店含む）を指す。

・ みなし大企業の定義

次のいずれかに該当する中小企業者をいう。

- ・ 一の大企業（中小企業者等以外の者）が発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している中小企業者
- ・ 複数の大企業が発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している中小企業者
- ・ 役員半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者

Q 1-4 最近創業した事業者も対象となるか。

A 1-4

- 2020年に新規開業した事業者についても対象に含める予定ですが、開業時期や売上減少の確認方法については現在検討中です。

Q 1-5 県内に複数事業所がある場合、事業所数に応じた一時金が支給されるか。

A 1-5

- 今回の一時金は事業者単位で支給することとなるので、県内に複数事業所を持つ事業者であっても、1事業者あたり20万円の支給となります。

Q 1-6 県内で複数の事業所を運営する事業者は、全事業所において売上が50%減少でなければ一時金はもらえないのか。

A 1-6

- 法人全体で50%以上売上が減少している場合は、その他要件が該当していれば一時金の支給対象となります。

Q 1-7 国の一時支援金との重複受給は可能か。

A 1-7

- 現在、検討中です。

2 申請方法について

Q 2-1 どのように申請すればよいか。

A 2-1

- 電子申請（オンライン申請）を原則としますが、書面での申請（県庁あて郵送）も可能です。
- 書面での申請の場合、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。
- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、対面での申請書類の受付や説明は行いませんので、予め御了承ください。

Q 2-2 申請書（書面）はどこで入手できるのか。

A 2-2

- 後日、申請書等を茨城県ホームページに掲載予定です。茨城県ホームページからダウンロードできる他、商工会・商工会議所、市町村へも申請書類を配布予定です。

Q 2-3 どのような書類を準備すればよいか。

A 2-3

- 以下の書類を準備いただくことを想定しています。
 - ・ 2019年及び2020年の確定申告書（事業実態及び納税の確認のため。）
 - ・ 2020年（又は2019年）及び2021年の対象月の売上台帳（売上が50%以上減少していることを確認するため。）
 - ・ 運転免許証等の本人確認書類（個人事業者の場合。申請者情報の確認のため。）
 - ・ 申請者名義の通帳の写し（振込先口座の確認のため。）

Q 2-4 申請に必要な確定申告書書類は何か。

A 2-4

- 以下の書類を準備いただくことを想定しています。

<個人事業者>

- ・ 確定申告書第一表の控え
 - ※收受日付印が押印されているもの（税務署において e-Tax により申請した場合は、受付日付が印字されていること。自宅からの e-Tax による申告の場合は「受信通知（メール詳細）」を添付すること。）
- ・ 所得税青色申告決算書の控え
 - ※青色申告を行っている場合のみ添付してください。白色申告を行っている場合は添付不要です。

<中小企業・小規模事業者>

- ・ 確定申告書第一表の控え
 - ※收受日付印が押印されているもの（税務署において e-Tax により申請した場合は、受付日付が印字されていること。自宅からの e-Tax による申告の場合は「受信通知（メール詳細）」を添付すること。）
- ・ 法人事業概況説明の控え（両面2枚）

Q 2 - 5 申請受付期間および給付時期は。

A 2 - 5

- 申請受付期間は、3月中旬～5月末までを予定しています。給付時期は、予算成立後、できるだけ速やかに支給していきたいと考えています（概ね1か月程度）。

Q 2 - 6 申請するにあたっての相談先は。

A 2 - 6

- 電話相談窓口において対応。その他、県から商工会議所、商工会、市町村、業界団体、税理士会に対しても、FAQや現在作成中の募集要項等を展開させていただく予定のため、日頃お付き合いのある先へ問い合わせいただくことも可能。
- なお、茨城県のホームページにおいてもFAQ等の情報を随時更新。